

「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について (検討会中間取りまとめ)」に対する取組状況

家畜の遺伝資源の保護に関する検討会について

検討会設置の趣旨

和牛は我が国固有のものであり、改良機関や農家の長年の努力によって改良されてきた我が国の財産といえるものである。

一方、過去に輸出された和牛の遺伝資源を利用し、外国種との交配により交雑種等が生産され、牛肉又は子牛として輸入されている状況にある。

また、平成15年3月、政府に知的財産戦略推進本部が設置され、平成18年2月には農林水産省における知的財産戦略本部が設置されるなど、知的財産をめぐる検討が行われている。

このため、和牛を始めとする家畜についても早急に知的財産制度の活用も含め、遺伝資源の保護に係る問題点と可能性を明らかにする等の検討を行うため、農林水産省知的財産戦略本部の下に「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」を設置。

検討会開催状況(平成18年)

4月18日 「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」を設置

5月31日 中間取りまとめ骨子がまとめられ、農林水産省知的財産戦略本部に提出

6月 2日 農林水産省知的財産戦略本部(第2回)

6月 8日 政府知的財産戦略本部

8月 3日 第5回の検討会において、中間取りまとめ(報告書)

中間取りまとめの内容

(平成18年8月3日公表)

1 貴重な遺伝資源である和牛を知的財産として保護

- ・特徴的な遺伝子(うま味、香りなど)について遺伝子特許の戦略的な取得の推進
- ・特許の積極的・効率的な活用の仕組み(「パテントプール」等)の構築

2 精液の流通管理の徹底

- ・精液の流通管理体制の強化(精液ストローへのバーコード印字等)
- ・精液ストローのトレーサビリティ・システムを強化(精液証明書、バーコード等を活用)

3 「和牛」表示の厳格化

- ・「和牛」表示を厳格化するため、家畜改良増殖法、牛肉トレーサビリティ法等を活用し、国内で生まれた和牛のみを「和牛」と表示

4 和牛の改良・生産体制の強化

- ・遺伝子特許等の改良・生産への活用
- ・枝肉データの収集システム等を活用した全国的な改良体制の強化

検討会委員

秋岡 榮子(経済エッセイスト)

沖谷 明紘(日本獣医生命科学大学名誉教授)

土肥 一史(一橋大学大学院国際企業戦略科教授)

中村 和広(弁理士、日本弁理士会バイオ委員会元委員長)

松川 正(元農林水産省畜産試験場場長)

吉川 広司(家畜人工授精事業体協議会代表)

吉村 豊信(社団法人全国和牛登録協会専務理事)

(五十音順、 :座長、 :座長代理)

和牛の遺伝資源をめぐる状況と課題

精液・生体の流出

二国間の衛生条件
に基づく輸出

精液の流通管理の徹底。

種畜検査に合格した種雄牛以外の精液は流通しない。

家畜登録制度により、血統(品種)が管理されている。

和牛の改良増殖(家畜改良増殖法)

ブリーダー(国、都府県、民間)



精液
(受精卵)

人工授精師
獣医師

繁殖農家



(種付け・移植)

子牛生産

研究・開発の促進

和牛に特徴的な遺伝子の解析
等の研究が進行中。

- ・育種、改良の促進
- ・おいしさの解明
- ・品種判別
- 等の有効な手段となる可能性

家畜市場等



小売・量販店等

卸売業者

と畜場

食肉市場

和牛表示の厳格化。

遺伝子特許の戦略的な取得。
取得した特許の積極的な活用。

肥育農家



(導入)

適正な表示(表示関係法等)

銘柄化の取組(商標法(地域団体商標制度等))

生産履歴の管理(牛肉トレーサビリティ法)

商社

(輸入)

生 肉

二国間の衛生条件
に基づく輸入

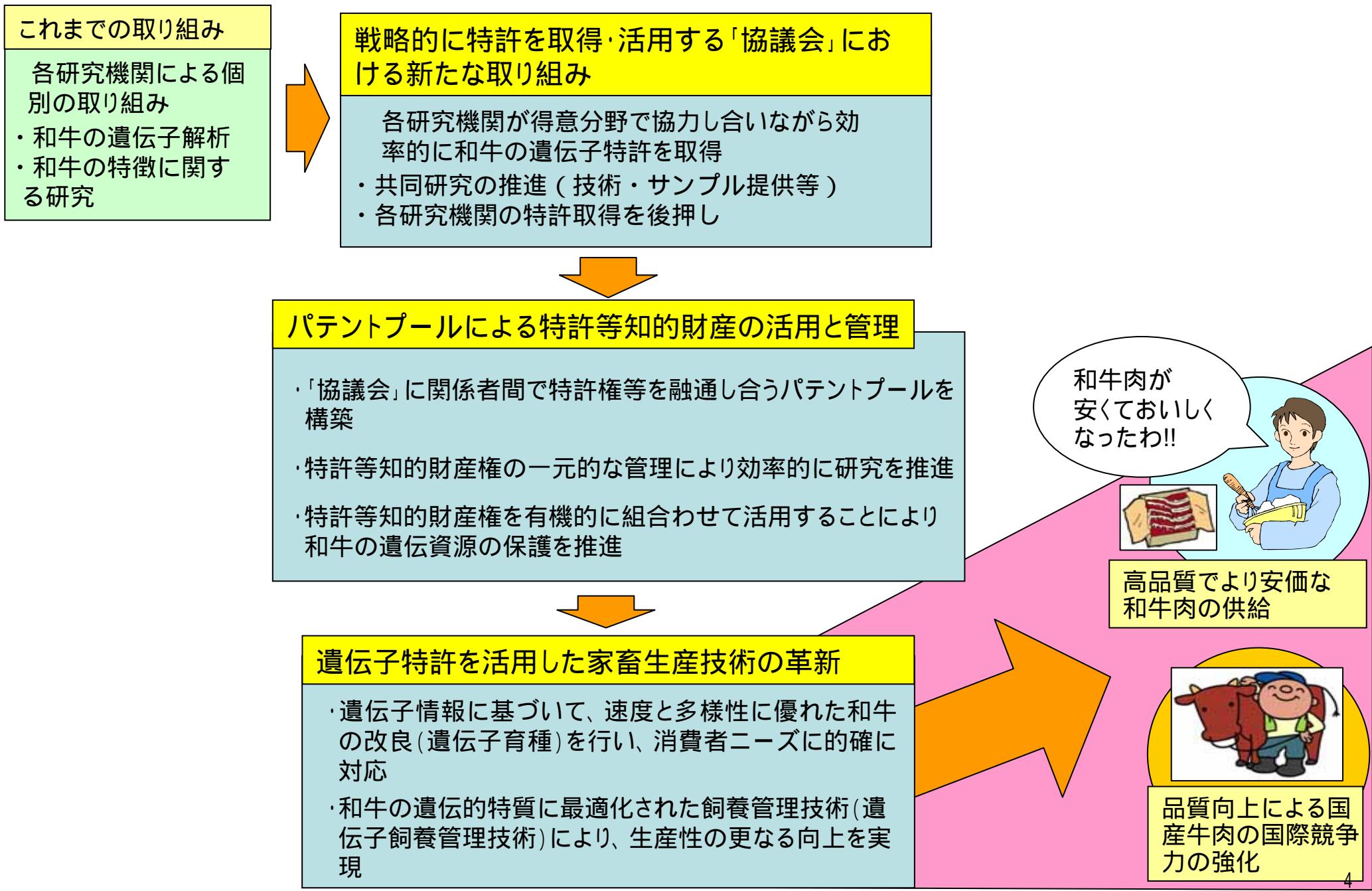
(輸入)
肥育もと牛

1 和牛における知的財産制度の活用

【中間取りまとめの項目】

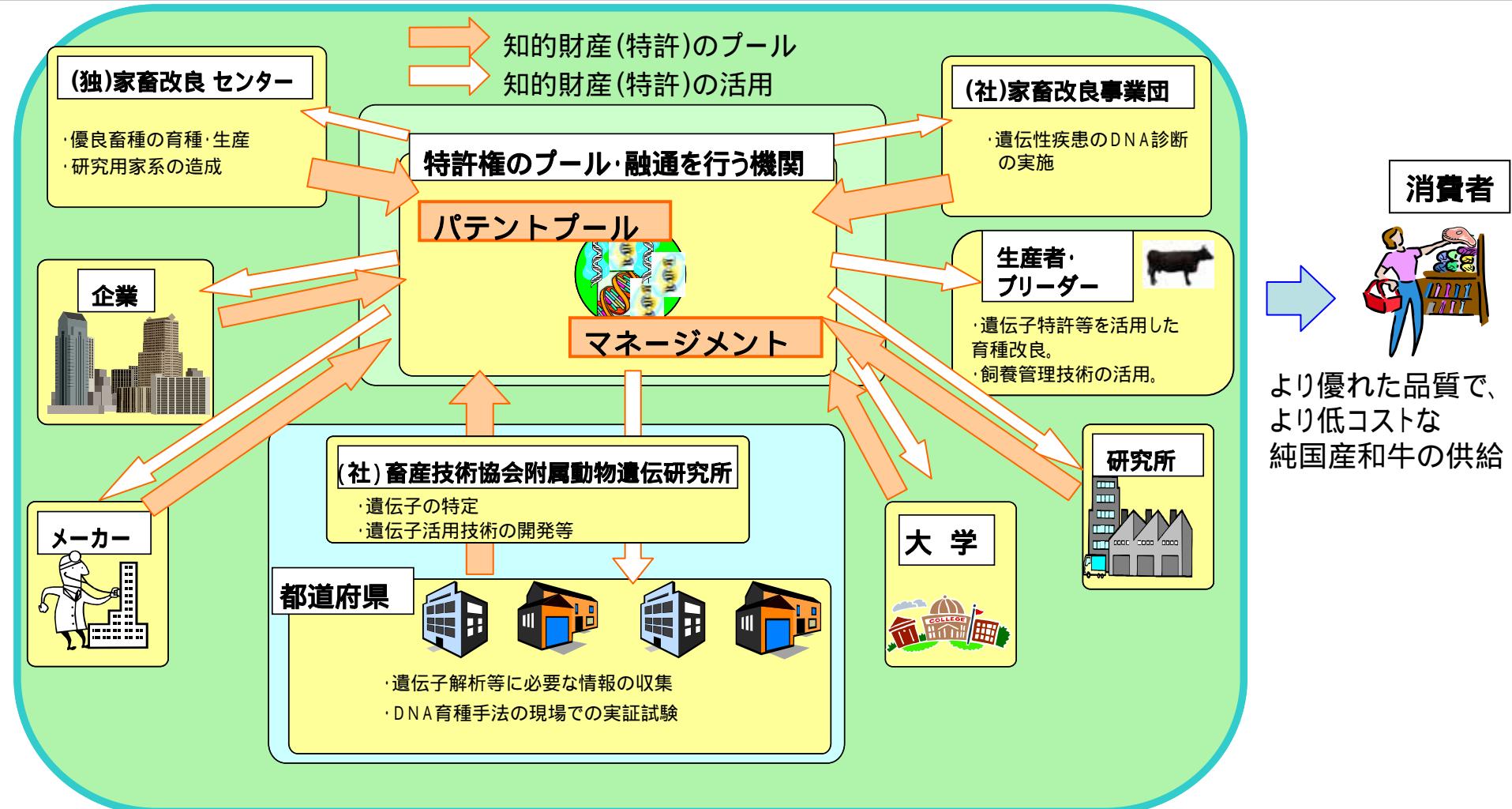
- (1) 和牛の遺伝子特許等の戦略的取得
- (2) 和牛の遺伝資源保護・活用のための遺伝子特許等の活用

遺伝子特許を活用した和牛遺伝資源の保護・活用のイメージ



和牛の遺伝資源保護に係る特許等のマネジメントのイメージ

取得した特許権については、生産者や消費者のために積極的な活用を図るため、知的財産として適切にマネジメントし、特許権の融通等関係者間で効果的に活用できる仕組み（「パテントプール」等）を構築し、和牛の遺伝資源の保護、効率的な改良増殖を推進。



【取組状況及び今後の方針】

平成19年5月31日、全国の研究機関・研究者が連携して、戦略的に特許を取得・活用する取組を支援するための「和牛知的財産取得・活用推進協議会」を設立。

今後は研究資源に関するデータベースの構築、解析用サンプルの共用利用等により遺伝子特許取得に向けた共同研究を推進。

特許権等の融通、国民サービスの向上のための活用等、知的財産の戦略的マネジメントの仕組み（「パテントプール」等）については、平成19年7月、知的財産の専門家等から成る和牛パテントプール検討委員会を開催し、パテントプールの実施体制、規則案等を検討。

今後は本年度中のパテントプール構築に向け取り組むとともに、プールされた特許の戦略的な活用法について検討を行う。

和牛知的財産取得・活用推進協議会

共同研究の推進、知的財産の活用法について協議する。

メンバー：

委嘱した研究者等

知的財産権の専門家

（知財の活用に関する会議のみ）

事務局

パテントプール検討委員会

パテントプール規則等の検討を行う。

メンバー：

知的財産権を有する機関の代表者

特許取得に近い研究者

知的財産権の専門家

事務局



【取組状況及び今後の方針】

平成18年9月7日、独立行政法人家畜改良センターと山形県農業総合研究センターの共同研究により、「脂肪酸合成酵素の遺伝子型に基づき牛筋肉内脂肪におけるオレイン酸含有量の多寡を判定する方法」に関する特許を申請。

今後は、遺伝子の詳細について機能解析を行うとともに、全国レベルでの効果検証を行い、育種への応用の可能性を検討。

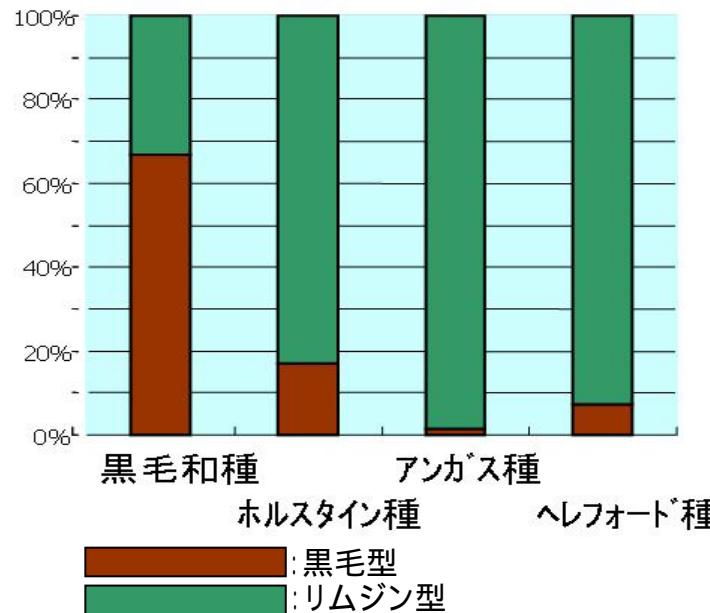
なお、この特許はパテントプールへの提供を行うことを予定している。

黒毛和種集団におけるFASN遺伝子型の効果

FASN遺伝子型	頭数	オレイン酸含有量(%) 平均値
黒毛型ホモ	76	53.05±2.09
ヘテロ	98	50.86±2.55
リムジン型ホモ	31	50.31±1.99

サンプルとして山形県農業総合研究センターが保有する黒毛和種205頭を用いた。

FASN遺伝子: 脂肪酸合成酵素遺伝子



オレイン酸とは、酸化しにくい一価不飽和脂肪酸の一種であり、オリーブ油の約80%、牛脂の約45%を占めている脂肪酸。

食味が良好な牛肉ほどオレイン酸が豊富に含まれていることが知られている。

また、悪玉コレステロールを低下させ、善玉コレステロールは低下させないという特徴を持っている。

遺伝子特許の概要

牛肉中に含まれる脂肪の質(筋肉内脂肪の脂肪酸組成)と強い関わりを持つ遺伝子(脂肪酸合成酵素遺伝子)を見出した。この遺伝子には二つのタイプがあり、黒毛和種に多く見られるタイプに脂肪中のオレイン酸比率を高める効果があることを解明。

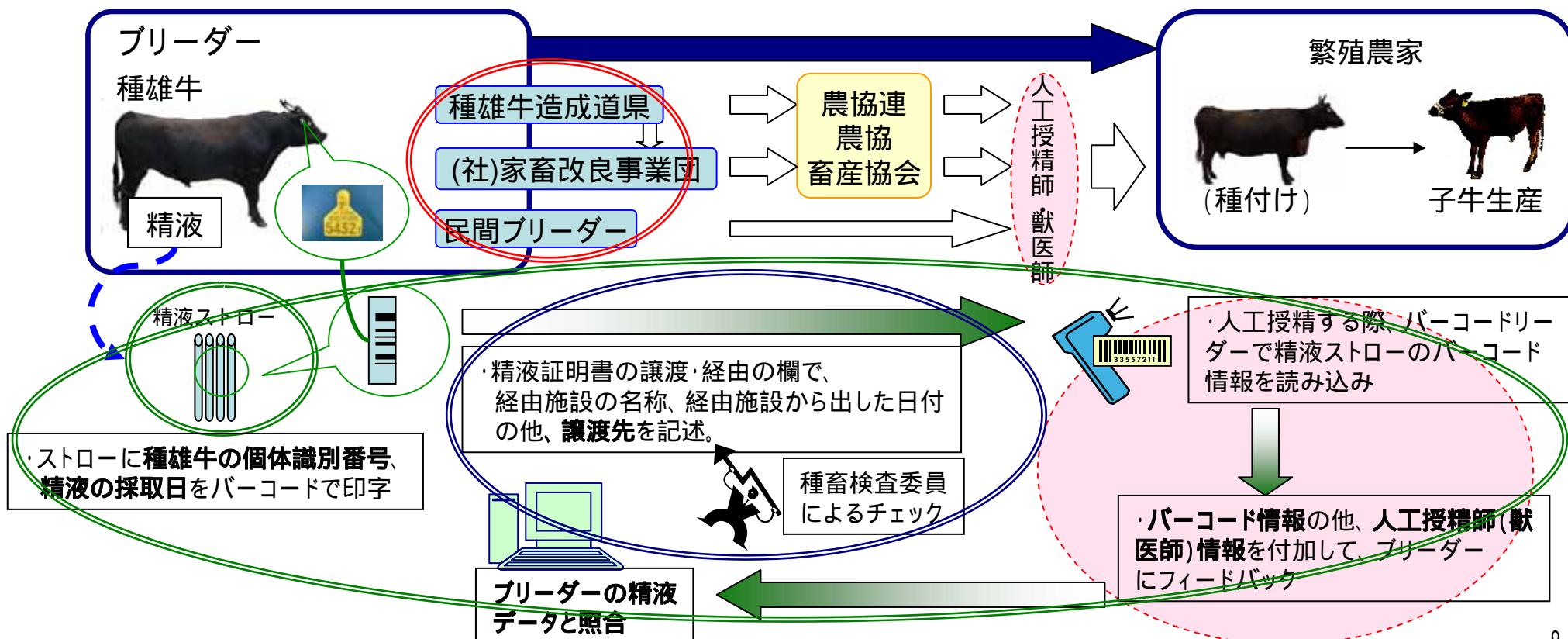
2 精液の流通管理の徹底

【中間取りまとめの項目】

- (1) 流通管理の徹底のための関係者間の意識の醸成と自主的な取り組み
- (2) 精液流通管理体制の構築
- (3) 家畜改良増殖法に基づくチェック体制の構築

精液の流通管理の徹底のイメージ

- (1) 精液の流通には、多くの機関や個人が介在。
ブリーダー(精液の生産者)等が協議し自主的に精液の管理を厳格化するような体制の構築。
- (2) 液体窒素内の精液ストローと精液証明書が一体的に移動しないことへの懸念。
精液ストロー等のバーコードによる流通管理体制の構築。
- (3) 譲渡の際、精液証明書様式にある「譲渡・経由の確認」欄の記入が不徹底。
種畜検査委員の立入検査による譲渡履歴管理の徹底。



【取組状況及び今後の方針】

(1) 流通管理の徹底のための関係者間の意識の醸成と自主的な取組

人工授精用精液や移植用受精卵の生産や流通等に関係のある団体等に参集を呼びかけ、「和牛遺伝資源保護・活用協議会(仮称)」を設立するため、本年1月、(社)全国和牛登録協会、(社)日本あか牛登録協会、(社)日本短角種登録協会が発起人になることを合意し、現在、設立準備をしているところ。

10月には、5年に一度開催される「全国和牛能力共進会」が鳥取県であるため、その機を捉えて、「和牛の遺伝資源は、関係者の長年の育種改良の努力により創造してきた国全体の財産であり、国内で最大限活用することの認識の醸成を図る。

(2) 精液流通管理体制の構築

精液証明書と一体となった精液ストロー等の流通管理の強化を図るため、バーコード等を活用し、精液の利用状況等を生産者等へフィードバックするモデル的なシステム(精液情報フィードバックシステム)を構築するため、19年度予算により、「和牛精液等流通管理体制構築推進事業」を開始。

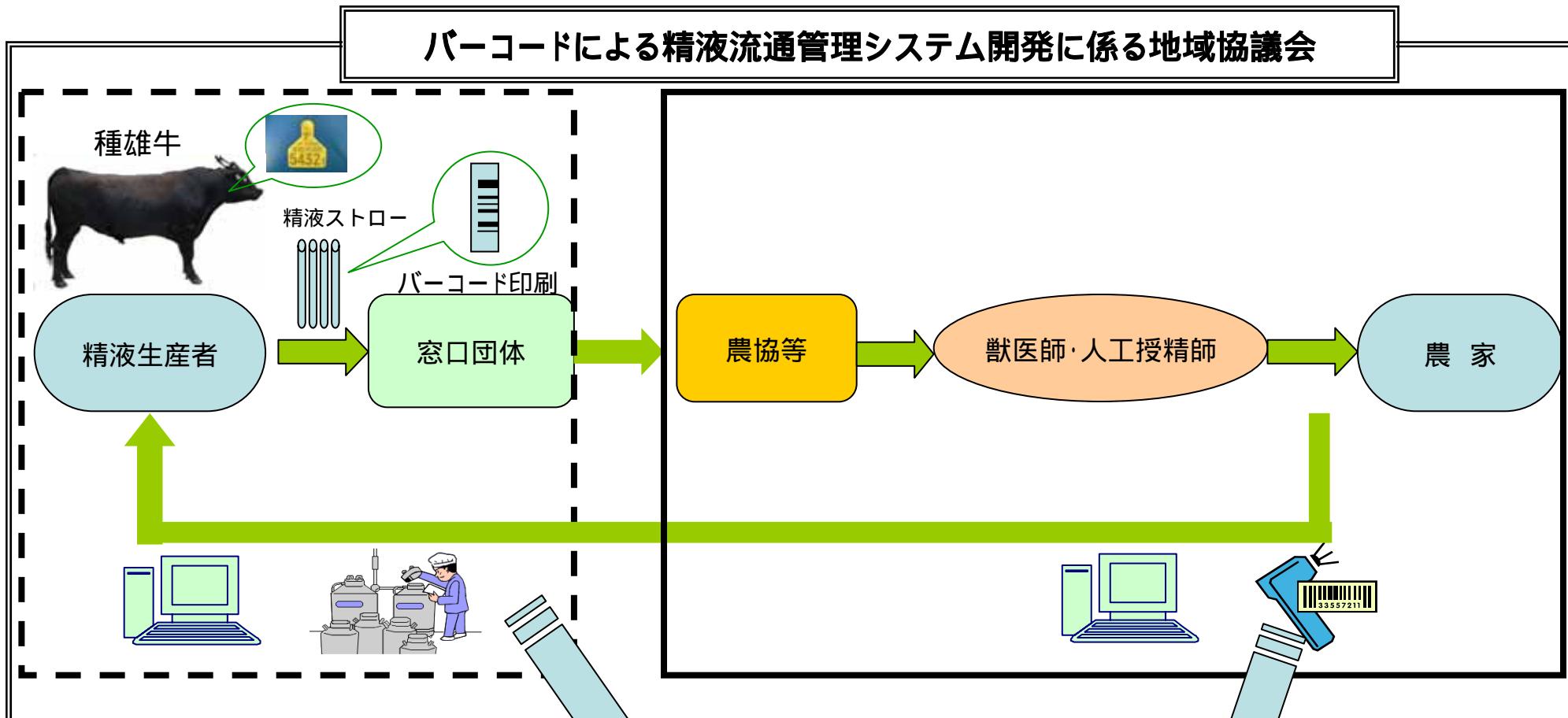
公募により以下の団体が、年度内に精液情報フィードバックシステムを開発予定。

- ・地域段階では、十勝家畜人工授精所、国立大学法人 京都大学
- ・中央段階では、(社)家畜改良事業団

(スケジュール)

- | | |
|------|--|
| 6月 | 事業実施団体との事前調整会議 |
| 8月～ | それぞれの事業実施団体ごとに事業推進に係る会議の開催
(全国・地域協議会、調査分析及び事例等調査) |
| | 全国共通の基礎システムの作成 |
| 10月～ | 地域モデルシステムの作成 |
| 3月 | 事業取りまとめ |

モデル地域構想のイメージ



各段階での目的等

地域協議会

- 目的: 地域内の精液流通管理体制の構築
・情報フィードバックシステム開発
・地域の実態に即した管理体制の構築
・ただし情報フィードバックシステムのうち
基礎部分は全国共通
・既存の精液ストローの実態調査

精液生産者

- 目的: バーコードによる生産管理
・精液管理システム導入
・情報フィードバックシステムの導入

獣医師・人工授精師

- 目的: バーコードによる授精業務等の
管理
・情報フィードバックシステムの導入
・既存の精液ストローの実態調査

バーコード印字ストローを用いた取組 (十勝家畜人工授精所)

ヨーロッパの例を参考に推進



04126 FRCB441 FR4497020083 バーコード 1234567890 HO 名前

採精日「2006年4月12日」、(上4桁が月日、下1桁が年号を表す。)

人工授精センターの番号

(FRはフランス、CBは畜種(牛)の記号、上2桁(44)は県番号(ローヌ=アランティック県)

下1桁(1)は採精施設番号を表す。)

種雄牛番号(FRはフランス、10桁の数値は個体識別番号)

(フランスの個体識別番号は12桁であるが、始めの2桁(00)を省略して記載。)

バーコード

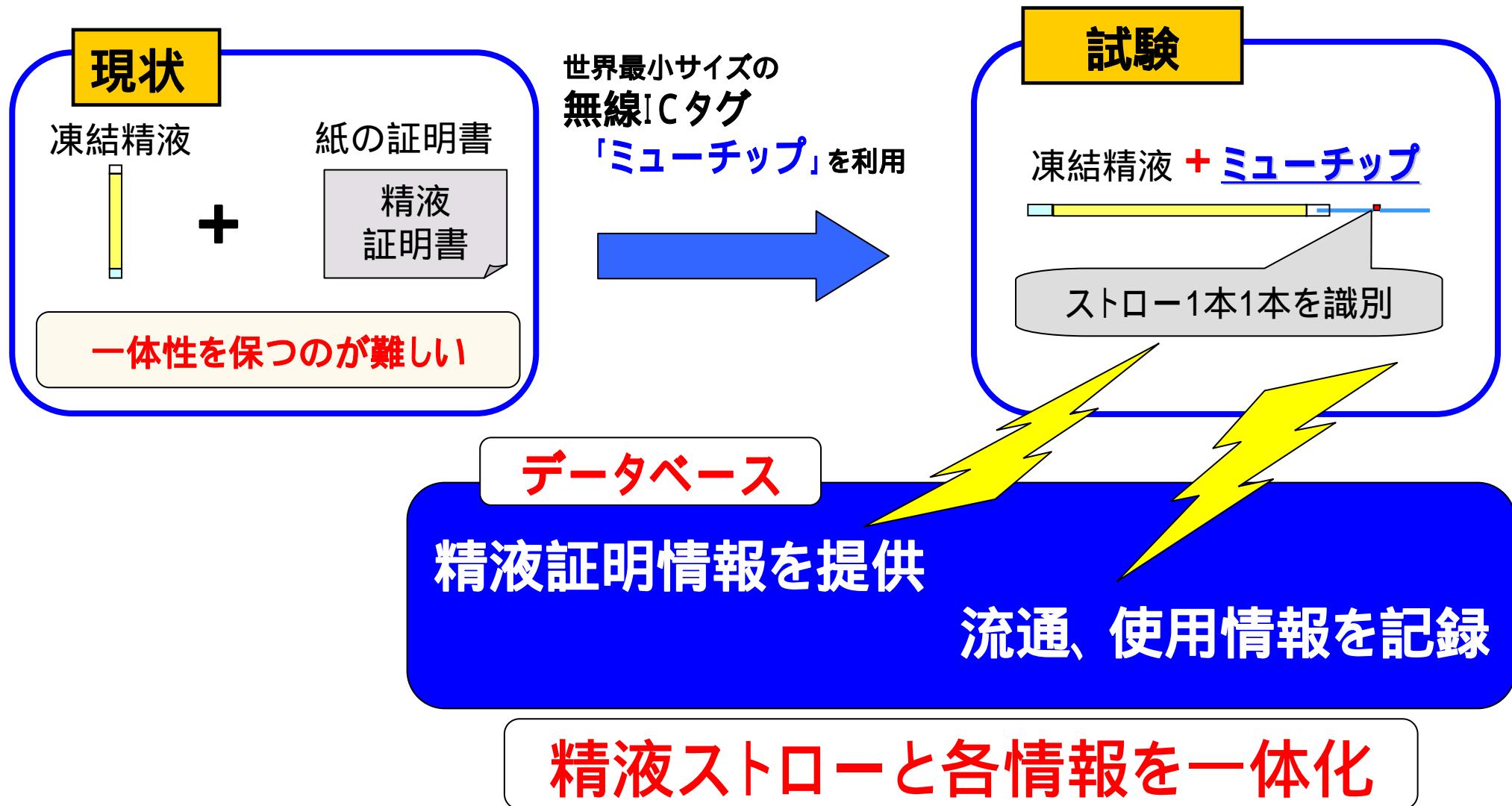
バーコード番号

〔上5桁は畜産研究所から与えられた国(の)種雄牛番号、続く4桁は採精年日(2002年1月1日からの通し日付)、下1桁は分割番号(9種類ある検査のうち実施した検査数)〕

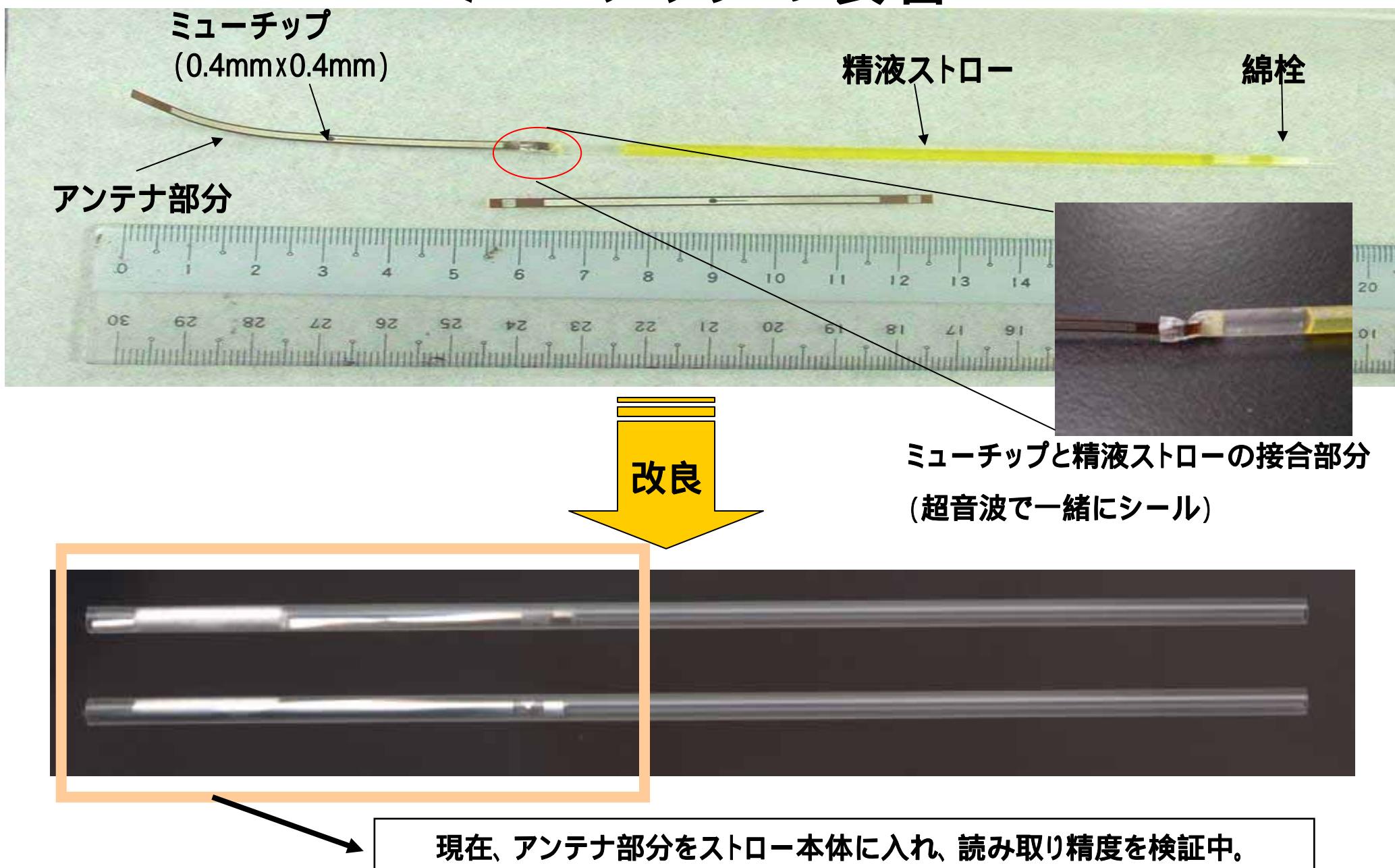
ホルスタイン種

種雄牛の名前(ノベージ)、CAはそれに続く名前の頭文字

ミューチップを用いた取組 (京都大学(岐阜県・日立)グループ)



ミューチップの装着



全国共通となる基礎システムの開発(素案)

((社)家畜改良事業団)

地域段階 A



和牛精液生産

生産情報等

人工授精所



利用情報等

繁殖農家



全国段階

全国共通となる基礎 システムの開発と配付

- ・種雄牛コード番号の割振
- ・精液生産者番号の割振
- ・精液が使用されたことが精液生産者にフィードバックされるシステム
- ・バーコード番号等をキーとして、流通する精液ストローに係る情報の抽出と提供のシステム

等

地域段階 B



生産情報等
利用情報等

地域段階 C



生産情報等
利用情報等

地域段階 D



生産情報等
利用情報等

(3) 家畜改良増殖法に基づくチェック体制の構築

精液等の流通段階における経由を確認できるよう、家畜改良増殖法に基づく精液証明書等の様式を見直したところ。

具体的には、同法施行規則第20条に規定されている精液証明書等の様式について、

- ・表の面にバーコード(又はバーコード番号)を付せる記載欄を新設
- ・裏の面の下段「譲渡・経由の確認」の記載欄を、「譲渡者及び譲受者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日」

とし、精液等の流通段階における経由を確認できるよう改正。

平成19年4月1日から施行したものの、経過措置として平成20年3月31日までは、改正前様式の利用が可能。

精液証明書様式の新旧イメージ



新様式

バーコード(又はバーコード番号)を付せるよう記載欄を新設

家畜人工授精用精液証明書			
精液を採取した種畜	種畜証明書番号		種畜の等級
	名前		
	家畜登録機関名及び登録番号		
	種類及び品種		
	精液採取年月日		
	種畜飼養者の住所及び氏名又は名称		
	獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名		



旧様式

家畜人工授精用精液証明書			
精液を採取した種畜	種畜証明書番号		種畜の等級
	名前		
	家畜登録機関名及び登録番号		
	種類及び品種		
	精液採取年月日		
	種畜飼養者の住所及び氏名又は名称		
	獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名		

流通段階における経由を確認するため、譲渡者及び譲受者の住所、氏名譲渡年月日を記載するよう改正

譲渡・経由の確認		
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日		譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲受けした年月日
（参考）注入又は体外授精記録		
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名		
注入を受けた雌畜の飼養者又は対外受精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称		
注入を受けた雌畜又は対外受精に係る未受精卵を採取した卵巣と採取した雌畜の名前		
家畜登録機関名及び登録番号		
注入又は体外授精年月日		

記載欄の入れ替え

(参考)注入又は体外授精記録		
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名		(県) 第 号 印
注入を受けた雌畜の飼養者又は対外受精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称		
注入を受けた雌畜又は対外受精に係る未受精卵を採取した卵巣と採取した雌畜の名前		
家畜登録機関名及び登録番号		
注入又は体外授精年月日		
譲渡・経由の確認		
譲渡・経由の確認	譲渡・経由の確認	譲渡・経由の確認

3 「和牛」表示の厳格化

【中間取りまとめの項目】

- (1) 消費者の認識に合致した「和牛」表示
- (2) 諸制度を活用した「和牛」表示の厳格化
- (3) わかりやすい表示と消費者への情報発信
- (4) 地域団体商標制度の活用

「和牛」表示の厳格化のイメージ

小売り段階での「和牛」表示の厳格化のために、家畜改良増殖法の「品種」、牛肉トレーサビリティ法の「種別(品種)」と食肉表示の「和牛」を結びつけ、国内で生まれ育てられたことが確認された牛のみに「和牛」の表示。

家畜改良増殖法

登録事業



子牛登記証明書



登録証明書

両親が登録(登録牛の導入推進)

黒毛和種

褐毛和種

日本短角種

無角和種

種畜証明書において
「品種」を記載

精液証明書・受精卵証明書
において「品種」を記載

人工授精証明書・受精卵移植証明書
において「品種」を記載

家畜改良増殖法に基づく「品種」による確認

牛肉トレーサビリティ法

牛個体識別台帳で
記録される牛の「品種」

流通段階での「品種」の表
示・伝達

登録・飼養情報等の付加
価値情報の自主的な活用

小売段階における食肉の表示

国内で生
まれ育った牛

表示・伝達さ
れた「品種」

「和牛」表示

黒毛和種

褐毛和種

日本短角種

無角和種

黒毛和種

褐毛和種

日本短角種

無角和種

(と) (と)
又は
の交雑種
の交雑種を含む

和牛間交雑種

* ~ の品種間交配
による交雑種

** *と ~ *の交配
による交雑種

【取組状況及び今後の方針】

- (1)消費者の認識に合致した「和牛」表示
- (2)諸制度を活用した「和牛」表示の厳格化

消費者に誤認を与えない、わかりやすい「和牛」表示とするため、平成18年8月31日に「食肉の表示に関する検討会」を設置し、「和牛」表示の根拠となる品種の確認方法の厳格化等について検討。

平成19年3月20日、第6回の検討会において、「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」を取りまとめ、同26日に食肉流通関係団体に通知。

ガイドラインの普及・啓発のため、メールマガジンやリーフレット、広報誌で紹介するとともに、全国、都道府県段階の関係団体の会議においてガイドラインについての取組推進を要請。

引き続き、関係団体等への説明や食肉流通業者への働きかけを実施し、ガイドラインの普及・啓発を図る。

「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」【抜粋】

和牛の表示方法について

(1) 「和牛」と表示できる牛肉は、の要件を満たすことが、家畜改良増殖法に基づく登録制度等により証明でき、かつ、及びの要件を満たすことが、牛トレーサビリティ制度により確認できる牛の肉とする。

次に掲げる品種のいずれかに該当すること。

イ 黒毛和種 褐毛和種 ハ 日本短角種 ニ 無角和種

ホ イからニまでに掲げる品種間の交配による交雑種

ヘ ホに掲げる品種とイからホまでに掲げる品種間の交配による交雑種

国内で出生し、国内で飼養された牛であること。

(2) (1)の「登録制度等により証明」できるものとは、次に掲げる書類のいずれかを有しているものとする。

(社)全国和牛登録協会、(社)日本あか牛登録協会又は(社)日本短角種登録協会(以下「家畜登録機関」という。)が発行する次の書類。

イ 登録証明書 ロ 子牛登記証明書 ハ 血統を証明する書類

家畜改良増殖法に基づき獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者が交付する次の書類で、本牛の品種又は品種の組合せを明らかにするもの。ただし、本牛の両親である牛が¹に掲げる書類を有していることが確認できるものに限る。

イ 授精証明書 ロ 体内・体外受精卵移植証明書 ハ 種付証明書

(3) (1)の「牛トレーサビリティ制度により確認」できるものとは、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき公表される牛個体識別台帳に関する情報によって品種及び飼養履歴が確認できるものとする。

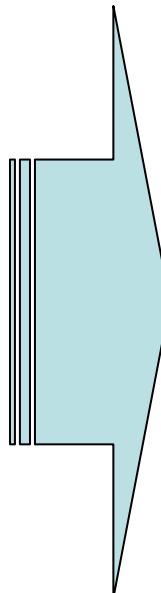
(3) わかりやすい表示と消費者への情報発信

和牛は他の品種に見られない肉質・肉量面で優れた産肉特性を備えた我が国固有の財産。

一方、諸外国においては過去に輸出された和牛の遺伝資源を利用し、外国種との交配による交雑種等が生産され、純粋な和牛以外の牛肉についても「WAGYU」等と表示して販売。

我が国の和牛肉を「攻めの農政」における輸出戦略の重要な品目の一つとして位置づけ、その輸出促進を図るために、和牛肉のブランド化を推進し、海外の消費者にアピールしていくことが重要。

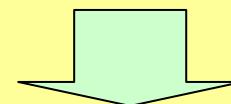
国内においても和牛が黒毛和種等の品種の総称であることや、その特徴等が消費者に十分認知されているとは言い難い状況。



・平成19年度知識集約型産業創造対策事業において、和牛統一マークを活用した正しい知識の普及・啓発のための取組を公募。
・その結果、(社)中央畜産会が事業実施主体となり、7月に「和牛統一マーク等企画検討委員会」を設置。

検討事項

- (1) 和牛統一マーク及びキャッチコピーの策定
- (2) 和牛統一マーク等の使用・管理方法
- (3) 和牛統一マーク、和牛に関する正しい知識等の普及・啓発
- (4) その他必要な事項



和牛統一マークの策定・普及
和牛の特性・優位性等についての正しい知識の普及・啓発の実施 等

(4) 地域団体商標制度の活用

国産の和牛肉と輸入牛肉の差別化を促進するため、地域名及び商品名からなる地域団体商標を取得し、地域ブランドを適切に保護することは有効であり、7月24日現在、特許庁から和牛で21件が登録査定されている。

- | | | |
|----------|--------|----------|
| ・いわて牛 | ・近江牛 | ・千屋(ちや)牛 |
| ・いわて短角和牛 | ・京都肉 | ・佐賀産和牛 |
| ・秋田由利牛 | ・神戸ビーフ | ・宮崎牛 |
| ・米沢牛 | ・神戸肉 | ・仙台牛 |
| ・上州牛 | ・神戸牛 | ・仙台黒毛和牛 |
| ・飛騨牛 | ・三田肉 | |
| ・松阪肉 | ・三田牛 | |
| ・松阪牛 | ・しまね和牛 | |

【19年7月24日現在】

4 和牛の改良・生産体制の強化等

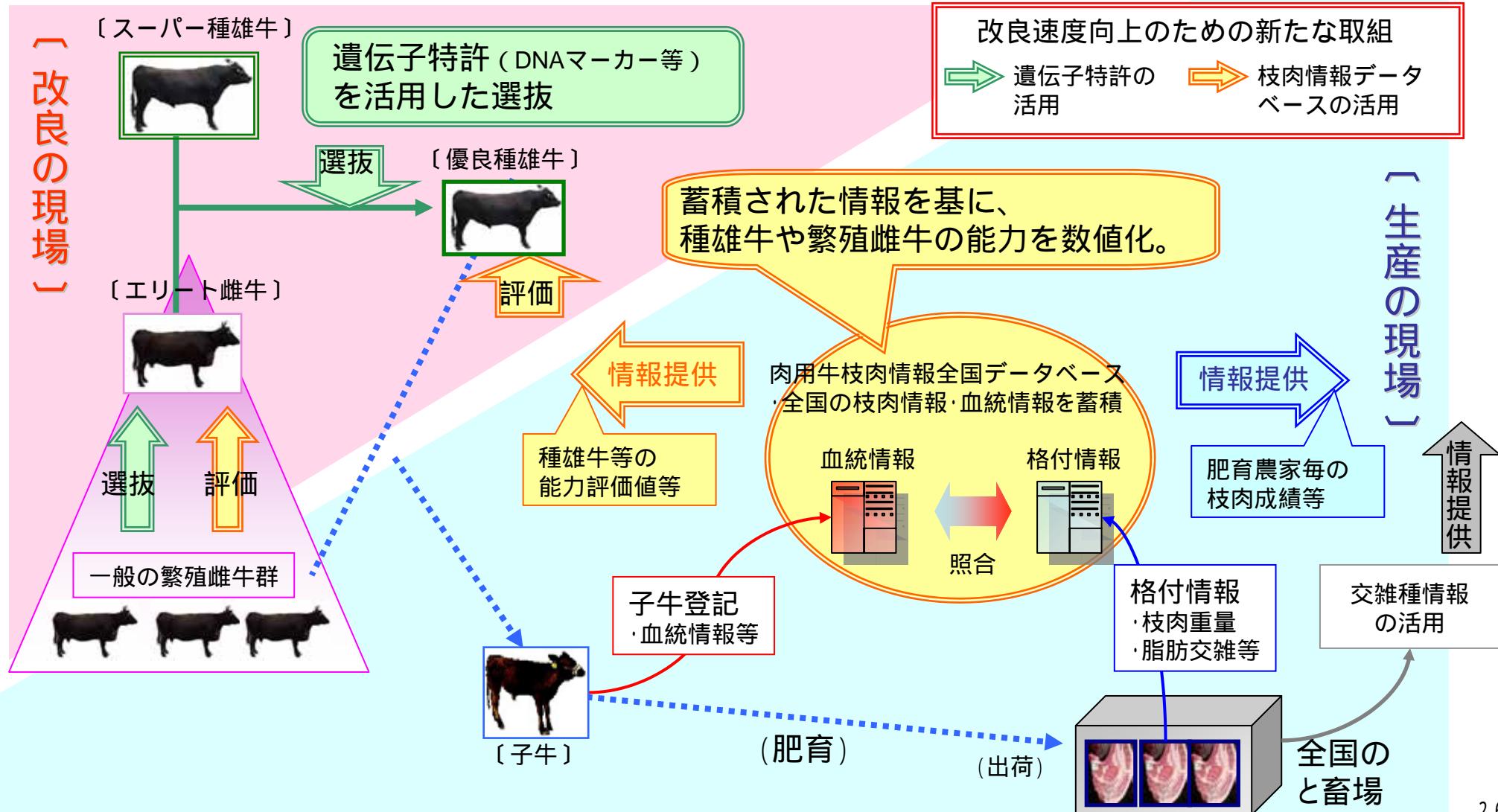
【中間取りまとめの項目】

- (1) 遺伝子特許等を活用した和牛改良速度の向上
- (2) 海外の追随を許さない優れた和牛の生産
- (3) 「和牛」 = 「国民の財産」

国際競争力を高める和牛の改良・生産体制のイメージ

「和牛」の国際競争力を高めるため、

- (1) 遺伝子特許等の知的財産を活用した改良速度を向上。
 - (2) 全国の枝肉情報や登録情報を最大限に活用し、能力の統一評価や情報提供を推進。



【取組状況及び今後の方針】

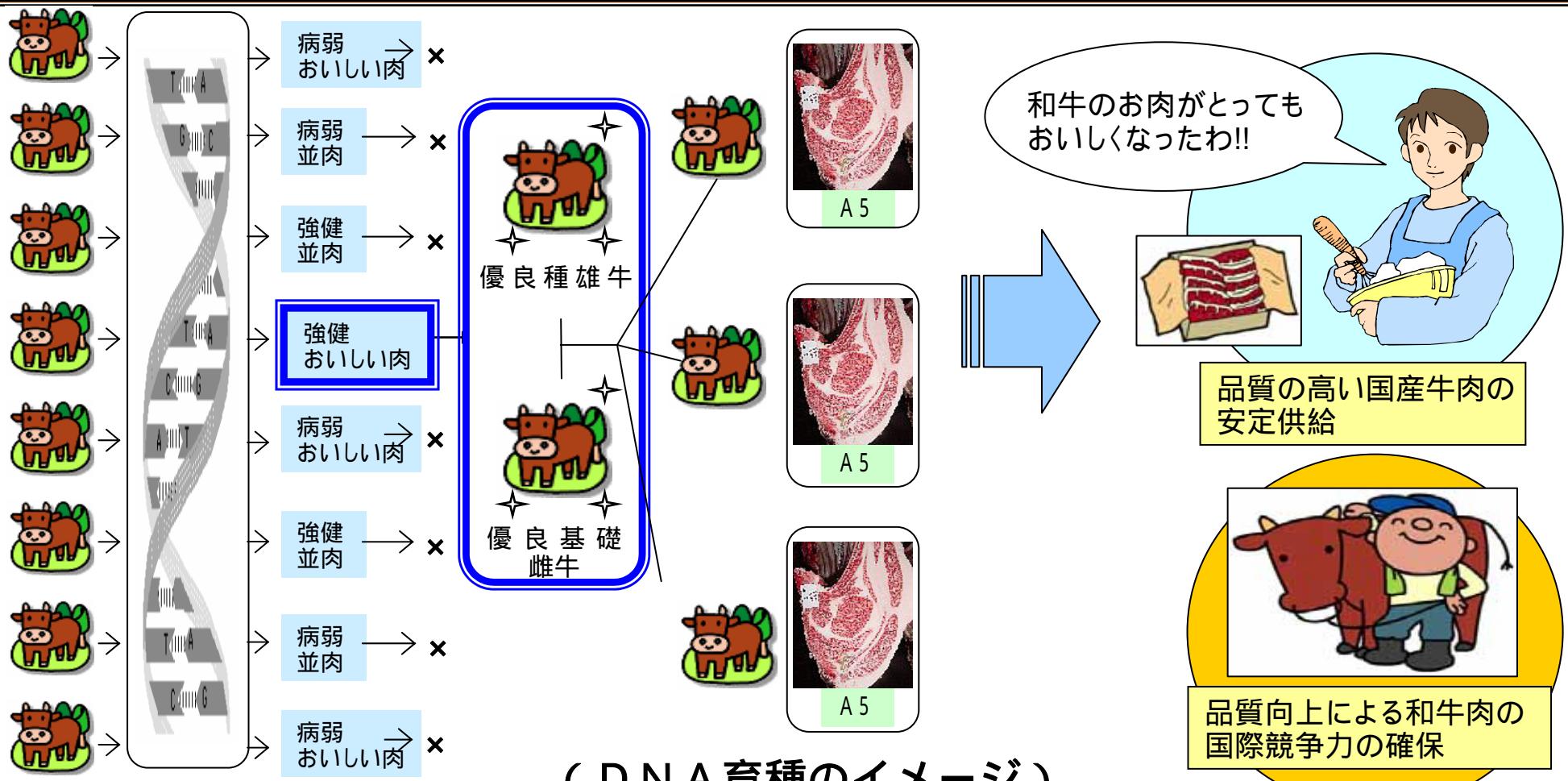
(1) 遺伝子特許等を活用した和牛改良速度の向上

遺伝子特許を用いた和牛の育種改良はまだ実施されていないが、今後、育種改良に有効な遺伝子特許の取得と併せて育種手法の開発は検討課題。

産肉能力、繁殖能力等に関する遺伝子の解明

DNAマーカーを活用した優良牛の選抜・増産

高品質な国産牛肉の効率的な増産



(2) 海外の追随を許さない優れた和牛の生産

家畜改良増殖目標の達成に向けた取組や家畜個体識別システム、肉用牛枝肉情報全国データベース(枝肉データベース)等を活用した全国的な改良体制強化を推進。

具体的には、「養牛の友(18年11月)」、「畜産コンサルタント(19年2月)」等で枝肉データベースを紹介し、肥育農家へ参加を呼びかけ。

19年度においては、畜産関係誌への紹介記事の掲載を進める他、枝肉データベースを管理している(独)家畜改良センターが、主要畜産地域等に赴き、直接農家や団体等に参加を呼びかける予定。

なお、和牛は他国に求めることのできない遺伝資源であることから、育種改良には遺伝的多様性の確保が必要であり、現在、「和牛雌牛系統等維持拡大調査研究事業」において和牛雌牛の系統分析を実施中。

今後は、関係者を集めかつ連携し遺伝的な多様性を保持できるような体制の構築を検討。

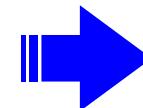
(参考) 和牛雌牛系統等維持拡大調査研究事業

(目的)

全国和牛能力共進会を活用し、遺伝的多様性の確保を促進するための繁殖雌牛の系統調査、和牛の評価手法の実証調査試験等を推進することにより、和牛に関する情報の収集、提供を通じた和牛振興を図る。

和牛雌牛系統調査分析

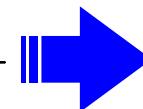
急速に失われつつある遺伝的多様性を確保するため、全国の繁殖雌牛等について、登録団体の保有する血統情報等を活用し、系統の分布状況、血縁係数等の調査・分析を実施するとともに、分析結果を検討し、遺伝的多様性に必要な系統の雌牛を選定して肉用牛改良関係機関へ情報提供を行う。



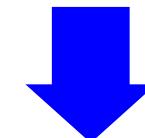
遺伝的多様性の現状を把握し、

繁殖性に係る遺伝的能力評価実用化推進

(社)全国和牛登録協会において実用化されつつある初産月齢や分娩間隔といった繁殖性に係る遺伝的能力評価手法について、モデル調査・分析、シンポジウムの開催等の普及・啓発を行うとともに、生涯生産性等の繁殖項目について評価手法の検討を行う。



脂肪交雑だけではない、
新たな和牛の評価項目の
確立及びその普及に資する取組を
推進することで、



牛肉の「美味しさ」に関する評価手法実証調査

「美味しさ」に関する評価手法実用化推進検討会を開催し、和牛肉の形質の評価手法として実用化されつつある脂肪融点の評価手法等について、情報収集・実証調査を行うとともに、「美味しさ」に関する評価手法の実用化に向けた取組、その他評価手法の実用化を推進するための検討を行う。

遺伝的多様性の確保に向けた
取組を推進。

(3) 「和牛」=「国民の財産」

「安ければ良い」という判断から、和牛本来の良さを理解した能動的な選択につなげていくことで、国民の財産である和牛の遺伝資源が海外に流出することを良しとしない、「和牛」=「国民の財産」という認識を醸成する一助として、7誌へ寄稿。

さらに、教科書への記載を働きかけるべく、教科書会社担当者に農林水産情報を提供する席において、家畜の遺伝資源の保護・活用に関することや牛肉のおいしさについて説明。

また、秋岡委員にあっては、熊本日日新聞に「農業でも「知的財産」保護を」という題名で執筆いただき、「牛肉を食べる側も『おいしい和牛は改良の賜物』という認識に欠けている」など執筆していただいたところ。

この他、研修会や会議の場において、和牛の遺伝資源の保護・活用について説明してきたことにより、指導者的立場の団体職員や生産者における意識は高まってきたところであるが、生産現場段階での浸透は不十分であると思われるため、今後は指導的立場の方々等からの普及啓発活動が重要。

なお、最近、これまで農業と関係のなかった商工業界等から、和牛の遺伝資源の輸出に関する問い合わせが増えており、これら業界に対しても理解を求めていく必要あり。

(参考)

2006年

9月：「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について」

(「畜産の情報(国内編)」 - (独)農畜産業振興機構発行)

：「特集 知的財産の戦略的活用 家畜の遺伝資源の保護と活用」

(「AFC Forum(公庫月報)」 - 農林漁業金融公庫発行)

10月：教科書会社担当者への農林水産情報の提供

説明題名「和牛・牛肉について」 - 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会の議論及び牛肉
のおいしさについて説明

11月：「和牛は日本国民の知的財産」(「DAIRYMAN」 - デーリィマン社発行)

：「話題の広場 - 和牛の美味しさに関する遺伝子特許を出願しました」

(「AFF」 - (財)農林統計協会発行)

12月：「和牛の遺伝資源の保護・活用のあり方について」

(「びーふキャトル」 - (社)全国肉用牛振興基金協会発行)

：「国際戦略のゆくえ - 知的財産とWTO 【コラム】和牛の対応 - 何が起こっているのか」

(「農業と経済」 - (株)昭和堂発行)

：「和牛の遺伝資源の保護・活用について」(「養牛の友」 - 日本畜産振興会発行)

：中央畜産技術研修会 農産物の貿易問題と知的財産戦略

講義題名「家畜の遺伝資源の保護・活用に関する検討について」

2007年

1月：(社)日本家畜商協会の勉強会へ「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について」の資料提供